

令和4年度
南鳩ヶ谷公民館運営審議会

日 時 令和4年7月3日（日）
午後2時～

場 所 南鳩ヶ谷公民館2階ホール

次 第

1 開 会

2 委嘱書の交付について

3 会長・副会長の選出について

4 議 事

（1）令和3年度公民館事業報告及び利用状況について

（2）令和4年度公民館事業経過及び事業計画について

（3）その他

5 閉 会

川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会委員名簿

任期 令和4年7月1日～令和6年6月30日

	役職名	氏名	公職	条例第3条該当名
1		河村昭彦	南鳩ヶ谷小学校長	学校教育関係者
2		神原幸雄	南鳩ヶ谷1丁目自治会長	社会教育関係者
3		澤木信男	南鳩ヶ谷2丁目自治会長	社会教育関係者
4		遠藤啓一	南鳩ヶ谷3丁目自治会長	社会教育関係者
5		野崎浩伸	南鳩ヶ谷四丁目自治会長	社会教育関係者
6		竹井英雄	南鳩ヶ谷六丁目自治会長	社会教育関係者
7		石山 進	南鳩ヶ谷8丁目自治会長	社会教育関係者
8		熊井誠一	三ツ和自治会長	社会教育関係者
9		小原寛司	八幡木自治会長	社会教育関係者
10		小松勝三	前田自治会長	社会教育関係者
11		安部義明	鳩ヶ谷緑町自治会長	社会教育関係者
12		山下 進	グリーンパーク鳩ヶ谷自治会長	社会教育関係者
13		松島美樹	青少年育成推進員	家庭教育の向上に資する活動を行う者
14		関由紀夫	市議会議員	知識経験者
15		柴崎 一	民生委員・児童委員	知識経験者

(1) 令和3年度公民館事業報告及び利用状況について

① 公民館主催事業

事業名	開催日時	参加者数	対象	概要
子ども卓球教室	7月～3月 第3日曜日 13:00-15:00	延23名	小学生	地域の卓球競技活動団体が指導者となり、子どもたちに卓球の楽しさや奥深さを体験してもらう。
夏休み子ども体験事業 (1) ※アートフィッシュフラワー教室	8月19日(木)	14名	小学生 (4年～6年)	アートフィッシュフラワーの製作をとおし、ものづくりの楽しさを体験させる。
夏休み子ども体験事業 (2) ※カレイドスコープ(万華鏡)つくり教室	8月22日(日)	20名	小学生	カレイドスコープ(万華鏡)の製作をとおし、ものづくりの楽しさを体験させる。
家族で楽しむ初めての バルーンアート教室	10月9日(土)	20名	小学生 保護者	親子でのバルーンアートの製作をとおし、ものづくりの楽しさを体験させる。
子ども書初め教室	12月25日(土)	20名	小学生 (3年～6年)	地域の知識経験者が指導者となり、子どもたちに書初めに関する技術の伝承と書に向き合う姿勢を学ばせる。
市民大学(後期) 「緑ある暮らしを楽しむ 植物栽培入門講座」	1月9日(日) 1月16日(日) 1月23日(日) 1月30日(日)	14名	成人男女	植物栽培環境に恵まれない都市部の住環境での植物栽培の楽しさを学び、緑に囲まれた潤いのある豊かな暮らしを目指す。
人権問題理解講座	書面開催	37団体	登録団体 リーダー	人権問題の理解を深めてもらうための冊子配布

② 公民館関係事業

事業名	開催日時	参加者数	対象	概要
公民館運営審議会	7月11日(日) 10:00～	14名	審議会委員	・令和2年度公民館事業報告及び利用状況について ・令和3年度公民館事業経過及び事業計画について
南鳩ヶ谷公民館地区 文化祭	—	—	利用団体 地域自治会 地域住民	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
リーダー研修会	—	—	登録団体 リーダー	〃

③ 公民館利用者数

種 別	利用人数(人)	概 要
社会教育関係団体	13,880	
体レク団体	5,833	卓球、ヨガ、3B運動、太極拳 等
実務団体	1,945	パソコン、英会話 等
趣味団体	5,631	大正琴、民謡、俳句、囲碁、カラオケ 等
その他の団体	471	日本語教室 等
一般団体	1,661	書道、韓国文化 等
自治会	114	単位町会
市の行政機関・行政協力団体	1,783	おやこの遊び広場、ぽっぽ運動教室
ゲスト利用	2,073	
合 計	19,511	

※令和元年度利用状況 利用人数 20,031 人

※令和2年度利用状況 利用人数 15,044 人

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館等状況について

- ・ 令和2年 3月 4日（水）～令和2年5月31日（日）：終日休館（貸館を中止）
- ・ 令和3年 1月 9日（土）～令和3年3月22日（月）：利用時間が19時まで
- ・ 令和3年 4月20日（火）～令和3年9月30日（木）：利用時間が19時まで
- ・ 令和3年10月31日（日）～令和4年1月21日（金）：利用制限緩和（利用人数制限）
- ・ 令和4年 1月22日（土）～令和4年3月21日（月）：利用制限再開（利用人数制限）

※ただし日曜日・祝日は、従前どおり利用時間は17時まで

参考 川口市における緊急事態宣言等の期間

- ・ 緊急事態宣言：1回目 令和2年4月 7日（火）～令和2年5月25日（月）
- ・ 緊急事態宣言：2回目 令和3年1月 8日（金）～令和3年3月21日（日）
- ・ まん延防止等重点措置 令和3年4月20日（火）～令和3年8月 1日（日）
- ・ 緊急事態宣言：3回目 令和3年8月 2日（月）～令和3年9月30日（木）
- ・ まん延防止等重点措置 令和4年1月21日（金）～令和4年3月21日（月）

(2) 令和4年度公民館事業経過及び事業計画について

① 公民館主催事業【事業予定】

事業名	開催期日等	募集者数	対象	概要
子ども卓球教室	4月～3月 第3日曜日	各回 6名	小学生	社会教育関係団体の協力で、卓球を楽しみながら、子供の居場所を作ることを目的とする。
人権問題理解講座	5月29日 (日)	34名	登録団体 リーダー	近年問題になっているヤングケアラーについての学習(DVD鑑賞) ※リーダー研修会時に同時開催
防犯・防災・交通安全 講座	6月 16・23・30日 (木)	20名	成人一般	犯罪や事故等の現状と対応について学ぶことを目的とする。 16日:防犯、23日:防災、30日:交通安全
夏休み子ども体験事業 (1) 低学年向け	7月30日 (土)	20名	小学生 1～3年生	子どもたちにもものづくりの楽しさ素晴らしさを体験させることを目的とする。 ※テーブルランプづくり
地域防災講座	7月31日 (日)	33名	地域自治会	自宅避難、避難所、自主防災組織について理解を深めてもらうことを目的とする。
夏休み子ども体験事業 (2) 高学年向け	8月20日 (土)	20人	小学生 4～6年生	子どもたちにもものづくりの楽しさ素晴らしさを体験させることを目的とする。 ※プラネタリウムづくり
家族で楽しむ 初めてのバルーン アート教室	9月11日 (日)	10組 20人	小学生 (保護者)	風船を使い様々な形の作品を親子で作り上げ、家族の触れ合いの場の提供を目的とする。
団体発表会 ・作品展示会	10月		公民館 活動団体	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった文化祭の代わりに、団体発表会・作品展示会を開催する。
おうちdeホット 珈琲口座 ※オンライン講座	11月		成人一般	専門家のアドバイスのもと珈琲の淹れ方について学んでもらうことを目的とする。
子ども書初め教室	12月	20人	小学生 3年～6年	子どもたちに書初めの技術の伝承と書に向き合う姿勢を学ばせることを目的とする。
市民大学(後期) 「アクティブシニア世 代の生活を豊かにする ICT活用講座」	1月～2月 全4回	20人	成人一般	スマートフォンによる情報収集の方法やデジタル終活等について学んでもらい、ネット社会におけるアクティブシニア世代の情報格差を解消することを目的とする。

② 公民館関係事業【事業予定】

事業名	開催日時	概要
リーダー研修会	5月29日(日) 9:30~10:15	・利用上の注意事項の周知、利用団体の意見交換
公民館運営審議会	7月3日(日) 14:00~	・令和3年度公民館事業報告及び利用状況について ・令和4年度公民館事業経過及び事業計画について
南鳩ヶ谷公民館地区 文化祭	—	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とする ※代替措置として団体発表会・作品展示会を開催する

③ 公民館登録団体状況【令和4年6月30日現在】

種別	登録団体数	概要
社会教育関係団体	38	
青少年団体	1	子ども会
体レク団体	15	卓球、ヨガ、3B運動、太極拳 等
実務団体	6	パソコン、英会話 等 ※生活技術、職業技術等につながる団体
趣味団体	14	大正琴、民謡、俳句、将棋、カラオケ 等 ※創作、文化活動なものを含む団体
その他の団体	2	日本語教室 等 ※ボランティアグループ
一般団体	5	書道、韓国文化 等 ※一般貸出の団体
自治会	1	単位町会
行政協力団体	1	地区レクリエーション協会
合計	45	

定期利用団体一覧

(40団体)

令和4年6月現在

団体名	活動内容	対象	活動日	活動時間
【スポーツ】5団体				
なかよし卓球	卓球	一般	毎週火曜 毎週金曜	9時～11時 11時～13時
親友クラブ	卓球	一般	毎週火曜	13時～15時
鳩ヶ谷MTC	卓球	一般	毎週木曜	17時～19時
前田卓球クラブ	卓球	一般	毎週日曜	13時～17時
緑町卓球クラブ	卓球	一般	第1・3日曜	9時～11時
【美容・健康】7団体				
太極拳サークル風	太極拳	一般	第1・2・3火曜	11時～13時
太極拳クラブみなみ	太極拳	一般	第1・3金曜 第2・第3日曜日	19時～21時 11時～13時
もりもり会	血液循環体操	一般	第1・第3水曜	9時～13時
さわやかストレッチ	健康体操	一般	毎週金曜	9時半～11時45
ハッピー3B体操	健康体操	一般	毎週水曜	9時～11時
BGクラブ	スポーツ吹矢	一般	第1・3水曜	13時～15時
みなみヨーガ	ヨガ	一般	毎週木曜	9時～11時
【趣味】8団体				
南ITクラブ	パソコン	一般	毎週火曜	9時～13時
パソコンクラブ	パソコン	一般	第2・4水曜	9時～13時
パソコン研究会南鳩ヶ谷	パソコン	一般	第1・2・3木曜	9時～11時
コスモスの会	フラワー アレンジメント	一般	第3木曜	9時～13時
新日本婦人の会みなみ班宿題小組	課外学習	親子	第3日曜	9時～13時
新日本婦人の会みなみ班(絵手紙)	絵手紙	一般	第4土曜	9時～11時
南棋好会	囲碁	一般	毎週土曜	13時～17時
鳩俳句会	鳩俳句会	一般	第1木曜日	13時～17時
【教養】5団体				
はとがや外国人のための日本語の会	日本語ボランティア	一般	毎週水曜	19時～21時
フォーチュン英会話	英会話	一般	毎週木曜	11時～13時
南鳩ヶ谷英会話サークル	英会話	一般	隔週の水曜	10時半～12時
アリラン	韓国語	一般	第1・2・3木曜	19時～21時
桜書道クラブ	書道	一般	毎週木曜	9時～13時
【舞踊・ダンス】4団体				
ピオアーヌエヌエ	フラダンス	一般	金曜・土曜のうち 月3回	13時～15時 9時半～10時45
LuanaHula	フラダンス	親子	土曜・月3回	9時～11時
かがやき会	踊り	一般	第1・2・4土曜	19時～21時
南鳩ヶ谷民踊愛好会	民踊	一般	第2・4木曜	19時～21時
【音楽】8団体				
琴勇会南	大正琴	一般	毎週火曜	13時～17時
民謡おたのしみ会	民謡	一般	第2・4水曜	13時～17時
奏会	民謡	一般	第1・2・3土曜	13時～15時
赤とんぼ	コーラス	一般	第1・3土曜	9時～13時
どんぐりクラブ	コカリナ	一般	第2・4土・第3日	15時～17時
けやき音	篠笛	一般	第4土曜日	19時～21時
水無月会	カラオケ	一般	第2・4日曜	13時～17時
山彦会	カラオケ	一般	第1・3日曜	13時～17時
【幼児・子ども】3団体				
さんびージュニア	ジュニア体操	子供	第2・4日曜	9時～11時
スマイルキッズイングリッシュ	英会話	子供	第1・2・3木曜	17時～19時
鳩ヶ谷伝統文化書道会	書道	子供	主に土曜	9時～12時

○川口市公民館運営審議会条例

平成11年12月21日条例

第48号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)
- 2 川口市立公民館設置及び管理条例(昭和46年条例第14号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成24年3月27日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

○川口市立公民館設置及び管理条例

昭和46年4月1日

条例第14号

(設置)

第1条 本市は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 公民館は、川口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第4条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

(利用の手続)

第5条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

(利用の制限等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、前条の許可をする場合においては、公民館の管理上必要な条件を付けることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の規定により公民館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、管理上必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、公民館の利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第10条 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(使用料)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、別に定める社会教育関係団体が利用するときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(略)

附 則 (令和2年9月25日条例第43号)

この条例は、令和3年3月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
川口市立南鳩ヶ谷公民館	川口市南鳩ヶ谷5丁目13番7号

別表第2（第11条関係）

館名	室 名	使 用 料					
		午前9時 ～午前11時	午前11時 ～午後1時	午後1時 ～午後3時	午後3時 ～午後5時	午後5時 ～午後7時	午後7時 ～午後9時
南鳩ヶ谷公民館	ホ ー ル	270	270	550	550	820	820
	日 本 間	160	160	330	330	490	490
	会議室1号	110	110	220	220	330	330
	会議室2号	110	110	220	220	330	330
	会議室3号	140	140	270	270	410	410
	会議室4号	160	160	330	330	490	490
	料理実習室	160	160	330	330	490	490
	展 示 室	160	160	330	330	490	490
	実験実習室	110	110	220	220	330	330

○社会教育法（抜粋）

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

32. 南鳩ヶ谷公民館(鳩ヶ谷ブロック)

1.基本情報

所在地	川口市南鳩ヶ谷5-13-7
電話番号	048-285-2400
アクセス	<南鳩ヶ谷駅2番出口より徒歩> 5分 <川口駅東口より国際興業バス> 市役所前・南鳩ヶ谷駅経由サンテピア行(5番のりば)→「南鳩ヶ谷駅」、徒歩5分 <西川口駅東口より国際興業バス> 「朝日5丁目循環行(2番のりば)→「中居」、徒歩3分 「朝日5丁目行→「中居」、徒歩3分 <川口駅西口よりみんななかまバス> 川口・鳩ヶ谷線→「中居」、徒歩3分
駐車場	6台
ホールで可能な活動	合唱、ピアノ、ダンス、カラオケ、体操、ヨガ、卓球、会議
対象区域内町会	南鳩ヶ谷1~4丁目町会、南鳩ヶ谷6丁目町会、南鳩ヶ谷8丁目町会、三ツ和自治会、八幡木自治会、前田自治会、鳩ヶ谷緑町自治会、グリーンパーク鳩ヶ谷自治会
対象区域	南鳩ヶ谷1~6丁目、南鳩ヶ谷8丁目、鳩ヶ谷緑町1~2丁目、大字前田、八幡木1~3丁目、三ツ和1~3丁目
近隣の小学校	中居小学校、南鳩ヶ谷小学校
管理施設	—
その他	—

2.部屋情報

部屋名	定員	階	空調	備 考	使用料(円) ※2時間単位		
					9~11 11~13	13~15 15~17	17~19 19~21
ホール	120	2	○	机(21台)、椅子(113脚)、ピアノ	270	550	820
日本間	20	3	○	机(8台)、座布団(44枚)	160	330	490
会議室1号	20	1	○	机(8台)、椅子(19脚)	110	220	330
会議室2号	15	2	○	机(10台)、椅子(16脚)	110	220	330
会議室3号	20	3	○	机(6台)、椅子(19脚)	140	270	410
会議室4号	30	3	○	机(9台)、椅子(30脚)	160	330	490
料理実習室	20	3	×	調理台(プロパン4台)、椅子(22脚)	160	330	490
展示室	40	2	○	机(10台)、椅子(29脚)	160	330	490
実験実習室	10	3	×	机(3台)、椅子(15脚)	110	220	330
廊下・ロビー			×				

3.トイレ

	大便器			小便器	
	男	和式	洋式		計
1階	男	1	1	2	3
	女	1	2	3	
	多目的	-	1	1	
2階	男	1	1	2	3
	女	1	2	3	
	多目的	-	-	-	
3階	男	1	1	2	3
	女	1	2	3	
	多目的	-	-	-	
合計	男	3	3	6	9
	女	3	6	9	
	多目的	-	1	1	
	計	6	10	16	

※洋式トイレは全てウォシュレット付き

4.バリアフリー設備

設備		備考
車椅子駐車場	×	
おもいやり駐車場	×	
スロープ	○	
自動ドア	○	
エレベーター	×	
ベビーベッド	○	1階ロビー
ベビーチェア	○	多目的トイレ
授乳室	×	
多目的トイレ	○	1階
オストメイト	○	多目的トイレ
点字ブロック	○	施設内外

5.平面図

